

すいたしこじんばんごう りようとう かん じょうれいおよ とうじょうれいせこうきそく いちぶかいせい こっしあん かか いけんていしゅつてつづ
吹田市個人番号の利用等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子案に係る意見提出手続きに
ついて

<p>案件名</p>	<p>吹田市個人番号の利用等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子案</p>	
<p>政策等の題名</p>	<p>吹田市個人番号の利用等に関する条例（改正） 吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則（改正）</p>	
<p>政策等の趣旨と概要</p>	<p>個人番号の利用並びに情報照会及び情報連携（以下「情報連携等」といいます。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の規定により、番号法別表に掲げられている事務（以下「法定事務」といいます。）、社会保障・地方税・防災に関する事務その他これらに類する事務であって各地方公共団体が条例で定める事務等について認められています。</p> <p>現在、本市の障がい福祉分野における情報連携等を行うことができる事務は法定事務及び法定事務に関連する事務であって規則で定めるものに限定していますが、行政手続における添付書類の削減による市民の負担軽減や利便性向上を推進することができるよう、新たに下記意見募集案の事務について、情報連携等を行うことができるようにするものです。</p>	
<p>意見募集案と関連資料</p>	<p>意見募集案</p>	<p>1 吹田市個人番号の利用等に関する条例の改正内容</p> <p>次の事務に関して新たに情報連携等を行うことができるようにします。</p> <p>ア 吹田市障がい者福祉年金支給条例（昭和42年吹田市条例第20号）の規定による福祉年金の支給に関する事務</p> <p>イ 吹田市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年吹田市条例第53号）の規定による医療費の助成に関する事務</p> <p>ウ 障がい者等の負担軽減に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>2 吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則の改正内容</p> <p>ア 上記1ウの規則で定めるものを次のとおりとします。</p> <p>(ア) 重度障害者に対するタクシーの運賃の助成に関する事務</p> <p>(イ) 難病患者等に対する給付金の支給に関する事務</p> <p>(ウ) 障がい者向け福祉サービスの利用に係る診断料の助成に関する事務</p> <p>(エ) 身体障がい者手帳の交付に係る診断料の助成に関する事務</p> <p>(オ) 身体障がい者に対する自動車改造費用の助成に関する事務</p> <p>(カ) 難聴児に対する補聴器購入等費用の助成に関する事務</p> <p>(キ) 小児慢性特定疾病等に対する日常生活用具の給付に関する事務</p> <p>(ク) 重度障がい者に対する住宅改造費用の助成に関する事務</p> <p>イ 新たに情報連携等を行うことができる事務で利用することができる特定個人情報 は、生活保護関係情報、地方税関係情報及び住民票関係情報とします。</p>

<p>関連資料</p>	<p>1 吹田市個人番号の利用等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正の骨子 案</p> <p>2 吹田市個人番号の利用等に関する条例</p> <p>3 吹田市個人番号の利用等に関する条例施行規則</p> <p>上記の案は、次の場所でも配布しています。</p> <p>1 吹田市役所 低層棟1階 障がい福祉室 (116番窓口)</p> <p>2 吹田市役所 低層棟2階 市民自治推進室 (219番窓口)横パブリックコメント専用ラック</p>
<p>意見提出者</p>	<p>1 市内に住む人、市内に通勤している人、又は市内に通学している人</p> <p>2 市内に事業所を置いて事業活動などを行う個人又は団体</p> <p>3 上記のほか、本条例等が改正されることによって何らかの影響を受ける可能性がある個人又は団体</p>
<p>意見提出期間</p>	<p>令和3年(2021年)12月17日(金曜日)～令和4(2022年)1月21日(金曜日)</p>
<p>提出先</p>	<p>郵送</p> <p>〒564-8550 (住所の記載不要)</p> <p>吹田市 障がい福祉室 マイナンバー担当</p> <p>ファックス</p> <p>06-6385-1031</p> <p>吹田市 障がい福祉室 マイナンバー担当</p> <p>電子メール</p> <p>syomu-shogai@city.suita.osaka.jp</p> <p>吹田市 障がい福祉室 マイナンバー担当</p> <p>※件名に「パブリックコメント」と記入してください。</p> <p>直接提出</p> <p>吹田市役所低層棟1階 (116窓口)</p> <p>吹田市 障がい福祉室 マイナンバー担当</p> <p>受付は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時30分までです。</p> <p>(12月29日～1月3日、1月10日は除きます。)</p>
<p>意見提出方法</p>	<p>意見の様式は自由です。必要に応じて、次の様式をご活用ください。</p> <p>1 意見提出用紙(ワード)</p> <p>2 意見提出用紙(PDF)</p>
<p>注意事項</p>	<p>1 ご意見をお寄せいただくに当たり、住所や氏名などの記載は必要ありません。</p> <p>2 意見書には、意見提出者の区分として、「住民」、「通勤者」、「通学者」、「事業その他の活動を行う者」、「利害関係者(具体的な利害関係もお書きください)」のいずれかを必ず明記してください。</p> <p>3 ご提出いただいた意見提出用紙は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>4 お電話やご来庁による口頭のご意見はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>5 障がいのある方で、上記による意見提出が困難な場合は、個別にお問合わせください。</p>

	<p>6 お寄せいただいたご意見に対する市の考え方を、令和4年(2022年)2月に、ホームページ等で公表 します。なお、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>吹田市 障がい福祉室 マイナンバー担当 電話：06-6384-1347 (直通) FAX：06-6385-1031</p>